

大津市立仰木の里小学校ネットワークの利用に関する校内規定（運用基準）

（校内規定の目的）

- 1 この要綱は、仰木の里小学校において、児童の人権やプライバシーを尊重しながら、安全かつ効果的にインターネットを活用するための基本的なルールについて定めることを目的とする。

（ネットワーク利用の基本）

- 2 インターネットを利用するにあたっては、この運用基準に定める事項を十分理解・認識して児童の発達段階に応じた情報活用能力の育成に努めなければならない。

（管理責任者）

- 3 ネットワークの利用及び双方向通信機器等の「管理責任者」を学校長とし、本要綱に掲げる全ての責任を負うものとする。

（学校内管理運営組織）

- 4 学校長管理のもとに、「拡大情報教育推進委員会」（以下。「情報委員会」と記す）を設置し、ネットワークの教育利用に関する研究推進と運営にあたる。

（1）組織の形態（右図参照）

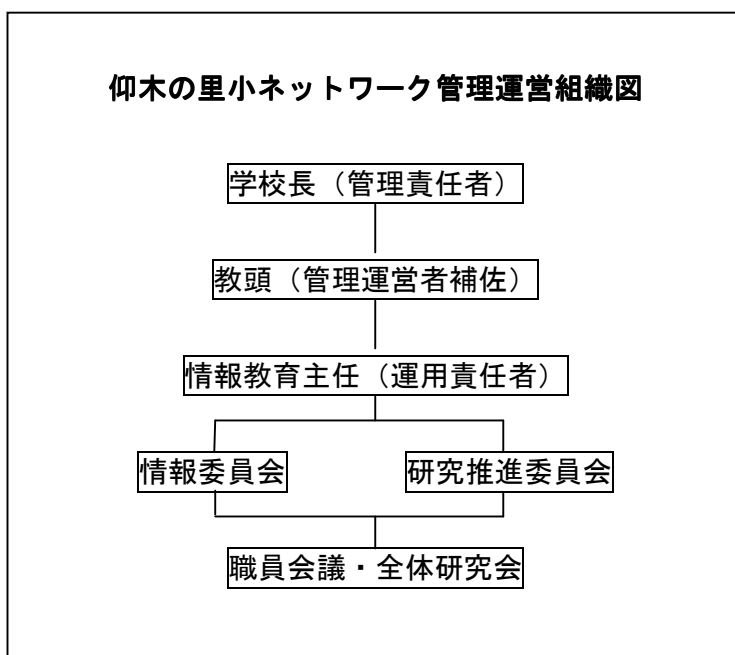
- （2）保守・管理に関することネットワークの管理に関しては、「管理責任者」である校長の命を受け、「運用責任者」である情報教育主任を中心に「情報委員会」が担当し、本校のコンピュータ及び LAN システム全体の保守・管理に努める。

（3）情報公開ならびに他団体の申請に対する許諾に関すること本校の情報公開に関する諸問題やリンクの申し込み等他団体からの許諾申請に関しては、「管理責任者」が最終決定をする。

なお、必要に応じて、「情報委員会」や「職員会議」で協議検討し、「運用責任者」が「管理責任者」に具申する。

（4）問題対応の仕方

- ① コンピュータやネットワークに関する問題の発生。
- ② 児童や担任で対処せず、担任が「運用責任者」に連絡をする（作業は中止）。
- ③ 「運用責任者」は、問題を特定し、「情報委員会」で解決に向けた対応をする。
- ④ 問題点が明確にできない場合や、学校での対応が不可能な場合は、「ヘルプデスク」（大



津市の委託業者)や「管理者」(大津市教育委員会)の担当者に相談をし、解決を図る。

- ⑤ 「運用責任者」は、「管理責任者」に報告をする。
- ⑥ 「管理責任者」は、ネットワークに関するトラブルで、他の機関にも波及するおそれがあると判断した場合は、「管理者」(大津市教育委員会)に報告し、指示を仰ぐ。
- ⑦ 問題が解決後、「情報委員会」で原因等の分析をし、同じ問題を繰り返さないために、児童・教職員に啓発のための指導を徹底する。

(5) 「情報委員会」の役割

- ・メディアリテラシーの指導計画を作成し、中心となってその推進に努める。
- ・児童の情報活用能力の育成をはかるとともに、IT 機器等の活用による授業の改善・活性化を推進する。
- ・コンピュータならびにLAN システムの保守・管理に努める。
- ・児童にコンピュータ操作やインターネット指導上の基本的なマナー等について指導するとともに、教職員に対してコンピュータ操作やソフトの使い方ならびに情報モラルについて研修を実施する。
- ・コンピュータやネットワークのトラブルやインターネット使用上の問題が生じた場合は、中心となって対処する。
- ・本校ホームページの企画・作成・運営を推進する(管理責任者の承認を得て、公開する)。

(インターネットの主な利用形態)

5 ネットワークの利用形態は、次の項に定めるものとする。

- (1) 情報検索及び収集は、ホームページ・電子メールを使用して、学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。
- (2) 情報の発信は、教科等での学習成果を、学校のホームページで発信する。
- (3) 教材作成は、ホームページ・電子メールを使用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工し、教材づくりに活用する(著作権に留意)。
- (4) 国内および国際交流は、ホームページ・電子メール・テレビ会議システム等を活用して実施する。

(電子メールの利用についての遵守事項)

6 電子メールを学習活動で活用するときは、次の項で定める内容を遵守しなければならない。

- (1) メールアカウントの作成は、「管理責任者」(学校長)の承認を得る。
- (2) 電子メールでの交流については、間違いや誤解が生じないように、文章表現を工夫し、相手に対する心配りにも留意する。
- (3) 人権やプライバシーを尊重するための指導を徹底すると共に、児童がメールを発信する際には、必ず指導教師のもとで行うようにする。
- (4) 個人情報の保護に配慮し、特に児童が勝手に他人の個人情報を発信しないように留意する。
- (5) 出所不明の不審なメールが届いた場合は、不用意に開かないように注意する。児童は指導教師に、指導教師は「運用責任者」に連絡をする。特に、添付ファイル付きの不審なメールには注意する(コンピュータウィルスの可能性がある)。

- (6) メールを利用しての物品の売買や交換は行わない。
- (7) チェーンメールが送られてきた場合は、転送せずに破棄する。

(学校ホームページの開設)

7 ホームページへの情報掲載については、次の項に定めることに配慮しなければならない。

(1) 著作権の保護

- ① 他で公表されているホームページ、新聞、雑誌などの文章・写真・音声などの情報は著作物であり、著作権者の許可を得ずに自分のホームページ等に引用してはならない。許可を得て引用する場合でも、自分の著作物と引用部分との区別を明確にし、出典を明らかにするなど引用における注意を遵守する。
- ② 児童の作品にも著作権があることに留意し、作品を掲載するときは、本人と保護者の了解を得る。

(2) 個人情報の保護

- ① ネットワークを利用して児童の個人情報を発信する場合は、その教育的意義を十分検討し、たとえ必要性を確認した場合でも、保護者の承認を得なければならない。
- ② 個人的な情報や私的な意見を学校のホームページに載せてはならない（公私のけじめ）。

(3) 教職員、児童の写真及び氏名の掲載

ホームページに顔写真を掲載する場合は、集合写真等、顔がはっきり識別できないものにし、個人が特定できないように留意する。氏名の掲載は、できるだけ避ける。掲載が必要な場合も、写真と氏名が一致しないように留意する。

(4) 問題のある情報の取り扱い

有害ホームページの閲覧や有料情報サイトからの情報収集は禁止。フィルタリングにかからない有害ページを発見した場合は、運用責任者に連絡する。また、インターネット上の情報がすべて正しいわけではないことに留意して、指導する。収集した情報の中に、人権やプライバシーを侵害するような内容や個人情報等、問題のある情報を含んでいる場合は、取り扱いに留意する。

(5) 書き込み等の制限

不特定多数の書き込みができる掲示板・チャット等は学校ホームページに掲載しない。教材として必要な場合は、「管理責任者」（学校長）の許可を得て、内部用ホームページに掲載し、授業後には削除する。

(6) 情報発信のあり方

ホームページで情報を発信する場合は、情報に対する責任を持たせ、「誰に向けて」「どんな目的で」「何を伝えるのか」を十分検討させ、伝え方を工夫させ、正確な情報をもとに表現・発信させるように指導する。

(7) リンクに関して

リンクについては、原則として学校又は公的機関とし、その他のページとのリンクは教育的効果を十分配慮し、相手方に了解を得る。

(8) 閲覧者の立場に立って

見る側の立場に立って、ホームページの構成やデータサイズの明示（動画や音声などの大

きなデータ)など工夫する。また、半角カタカナは、使用しない(ブラウザによって文字化けする)。

(児童の利用に関する配慮事項)

8 児童がネットワークを利用するにあたっては、次の項の内容に配慮しなければならない。

(1) モラル的なこと

児童がネットワークを利用して情報を受信・発信するときには、自他の人権やプライバシーを侵害しないように十分注意させる。このガイドラインに示したネットワーク利用のルールについては、利用前に徹底しておく。

(2) ネットワークの特性に関すること

1台のコンピュータトラブルが、ネットワーク全体に影響を及ぼすことを十分指導する。特にシステム設定の変更やファイルの削除等、勝手な操作をさせない。そのため、視聴覚室(コンピュータ室)の利用は、必ず教師とともに行き、子どもだけで利用することのないように注意する。

(3) 発信の際の指導に関すること

児童が、電子メールやホームページで情報を発信するときは、指導教師の監督の下に実施する。指導教師は、内容・表現等のチェックを行う。

(4) 電子掲示板の利用に関すること

電子掲示板に書き込むときは、人権やプライバシーを侵害しないように配慮するとともに、内容を吟味して、他のメンバーに迷惑をかけないように注意させる。

(データ及び情報の保護)

9 ネットワークを利用するにあたっては、次の項に従い、個人情報及びデータ等の保護に努めなければならない。

(1) 外部進入・不正使用に関して

ネットワークに接続されているコンピュータのセキュリティ保護に留意し、不正使用や外部進入を防ぐ。万一、外部進入や不正使用を発見した場合は、すぐ「運用責任者」に連絡をする。「運用責任者」は、事案の確認をし、「管理責任者」と相談し、関係機関に連絡をするとともに、適切な処理をする。

(2) データの漏洩防止

ネットワークに接続されているコンピュータでは、成績処理等、個人情報を扱ってはいけない。合わせて、ハードディスク内に、校外に漏れてはいけないデータを保存してはいけない。

(3) コンピュータウイルスへの対処

コンピュータウイルスの進入に対して、ウイルス検知ソフト等で対処する。特に、ネットワークに接続されているコンピュータで他で作成したフロッピー等を使う場合は、必ずウイルスチェックを行う。ウイルスが発見された場合は、すぐに「運用責任者」に連絡をする。「運用責任者」は、事案の確認をし、「管理責任者」と相談し、関係機関に連絡をするとともに、適切な処理をする。

(4) 各種データの扱い

児童の個人情報を含むデータの扱いには十分留意する。着脱可能なメディアで保存した場合も、パスワードを利用するなど、配慮する。学校保管が必要なデータは、「運用責任者」が金庫に保管する。学校保管データの校外持ち出しは禁止する。

(禁止行為)

10 ソフトウェアのインストール

ネットワークに接続する端末機器等にソフトウェアのインストールを行う場合には、次の各校に掲げる内容について配慮しなければならない。

- (1) ソフトウェアのインストールや設定変更は、学校長の許可を得て行うこと。
- (2) ソフトウェアのインストールは、著作権の侵害にあたらぬ範囲で行うこと。
- (3) 個人情報の漏洩やセキュリティ障害が生じるおそれのあるソフトウェア（ファイル交換ソフト等）は、インストールしないこと。

11 ネットワークの利用に際しては、次の項に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗、法令に違反する行為。
- (2) 個人の知的所有権や著作権を侵害する行為。
- (3) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為。
- (4) 通信受信者及び第三者を誹謗又は中傷する行為。
- (5) 教育活動や公務に関わりのない私的な通信等に利用する行為。
- (6) 事実と反する情報を提示したり、営利を目的とする行為。
- (7) 政治活動や宗教活動を目的とした行為。
- (8) 「管理責任者」（学校長）の管理下でない端末機器をもってネットワークを利用する行為。
- (9) 「管理者」（大津市教育委員会）の承認なしに、端末機器に設定された固有の番号等を変更する行為。
- (10) 接続のための ID 及びパスワード等を盗用又は借用する行為。
- (11) ネットワークの運営に支障を来し又は来すおそれのある行為。

(運用基準の見直し)

12 学校教育におけるインターネット及びネットワーク利用の進展に伴い、新たな事項を付け加えたり、内容の改訂を行ったりすることができる。その場合、「情報委員会」や「職員会議」で十分検討し、「管理責任者」である学校長が最終決定をする。

[附則]

- 平成 13 年 12 月 6 日 施行
平成 16 年 8 月 25 日 一部改正
平成 18 年 4 月 28 日 一部改正